

平成23年度第2回熊本県地域防災計画検討委員会 議事概要

日 時 平成24年3月15日(木) 13:30~15:30

場 所 県庁新館2階 AV会議室

出席者 委員16名、事務局(危機管理防災課)、庁内関係課

議事概要

熊本県地域防災計画の当面の見直し(案)に係る次の2項目について協議が行われ、各委員の意見を含め、本案をもって当面の見直し(案)とすることで了承された。

[資料説明]

地震・津波災害対策の当面の見直し(案)について

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえて検討を進めてきた、ソフト対策中心の見直し項目をとりまとめた「地震・津波災害対策の当面の見直し(案)」について、事務局から説明。

原子力災害対策計画(案)について

- ・ 福島第一原子力発電所事故を受けて検討を進めてきた「原子力災害対策計画(案)」について、事務局から説明。

[主な論議等]

防災は市町村が追うべき部分が多いが、最も重要なのは住民の避難なので、避難勧告発令などの合理的な判断基準をあらかじめ定めておくことが必要。

実効性のある防災計画とするためには、計画の実現をどのようにチェック、確認していくかが大事。計画を書いただけにならないようにする体制を作っておくべき。

津波災害に強い地域づくりを目指す中で、浸水危険性の低い地域を居住地域とするなど土地利用をコントロールしていく必要があるが、都市計画区域があるのは熊本都市圏だけなので、熊本都市圏以外をどうするかが課題。

今後、人口の高齢化が確実に進み、一人暮らしの高齢者が増えることが予想されるので、20年後も計画が機能するかどうかの視点も必要。

地震・津波被害想定調査結果を含め、意見交換会などを通じて、県から市町村に的確に計画見直しに関する情報が伝わるようにすることが大事。

国は原発事故対策を重点的にとるべき区域を、これまでの10km圏から30km圏に拡大する方針で、本県は該当しないが、原発事故の影響は広範囲に及ぶので、万が一の場合に本県がどう対応するのかを原子力災害対策計画に定めておくことが大事。

原発事故発生時には鹿児島県民や佐賀県民が本県に避難されることも考えられるが、原子力災害対策計画に基づいて体制を整えておけば、それにも対応できるので、その意味でも計画策定の価値がある。

原子力災害対策の専門家が県内にはいないので、鹿児島県や佐賀県の対策を参考にすることも重要。

(以上)